

報道関係者各位

## クマ出没警報の発令について

県内では、クマの目撃情報が増加しており、4月24日から30日までの市街地でのクマの目撃件数が11件となりました。市街地でクマによる人身被害が発生するおそれがさらに高まったため、このたびクマ出没警報を発令します。

人身被害の防止に向け、下記を参考に、県民に注意を喚起してくださるよう御協力をお願いいたします。

記

### 1 クマ出没警報の発令期間 令和8年4月30日から（当面の間）

### 2 クマ出没警報の発令基準

- (1) クマによる死亡事故が発生したとき
- (2) 県内各地で人身事故が発生し、5件以上となったとき
- (3) 直近1週間の市街地（人口稠密地）におけるクマの目撃件数が10回以上になったとき
- (4) その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき

### 3 県民への注意喚起

別添を参照いただき、注意喚起いただくようお願いいたします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(担当)

環境エネルギー部みどり自然課  
鳥獣被害対策室 室長補佐 佐藤

TEL: 023-630-3042

[広報監]

環境エネルギー部次長 高嶋